

141	<p>介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保 (保健福祉局地域福祉推進課) (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)</p>	<p>要支援1・2の認定を受けた方及び事業対象者に対して、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切なアセスメントによるケアプランに基づき、介護予防・生活支援サービス(訪問・通所)において、「予防給付型」「生活支援型」「短期集中予防型」の提供を行います。また、自立支援・重度化防止に向けた適切なサービスを提供できるよう従事者、事業所の確保等、環境整備を行います。</p>
142	<p>訪問介護等介護保険(在宅)サービスの提供 (保健福祉局介護保険課)</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの居宅サービスや、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供します。</p>
143	<p>介護保険制度の広報・周知 (保健福祉局介護保険課)</p>	<p>介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行います。また、介護保険サービス利用者に利用状況を記載した給付費通知を送付します。</p>
144	<p>粗大ごみ持ち出しサービスの実施 (環境局業務課)</p>	<p>高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。</p>
145	<p>ふれあい収集の実施 (環境局業務課)</p>	<p>ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に玄関先での収集を行います。</p>



(訪問給食サービス(高齢社会をよくする北九州女性の会))

【施策の方向性3】 権利擁護・虐待防止の充実・強化

認知症などの精神上的の障害が理由で判断能力が十分ではない高齢者(以下、「認知症高齢者等」という。)が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民や地域及び関係機関等との協働により、高齢者の権利を擁護する取組みを更に推進します。

また、すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、市民や地域及び関係機関等との連携により、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを推進します。

(基本的な施策1) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の権利擁護を推進するため、令和元(2019)年5月に策定した「北九州市成年後見制度利用促進計画」に掲げた「基本的な考え方」を踏襲しつつ、成年後見制度の利用を促進するための様々な施策を継続的に実施します。

具体的には、認知症高齢者等が、成年後見制度をより利用しやすく、よりメリットを得られるよう、自己決定権の尊重、財産・権利の保護等が調和した成年後見、保佐及び補助の実現と成年後見制度の利用環境の段階的・計画的な整備を推進します。

<施策1-1 成年被後見人と成年後見人の支援>

成年後見、保佐及び補助においては、財産管理、介護保険サービス等の福祉サービス、意思決定支援等の幅広い知識が必要ですが、専門職ではない親族、知人等が一人で全てを賄うには困難を伴います。

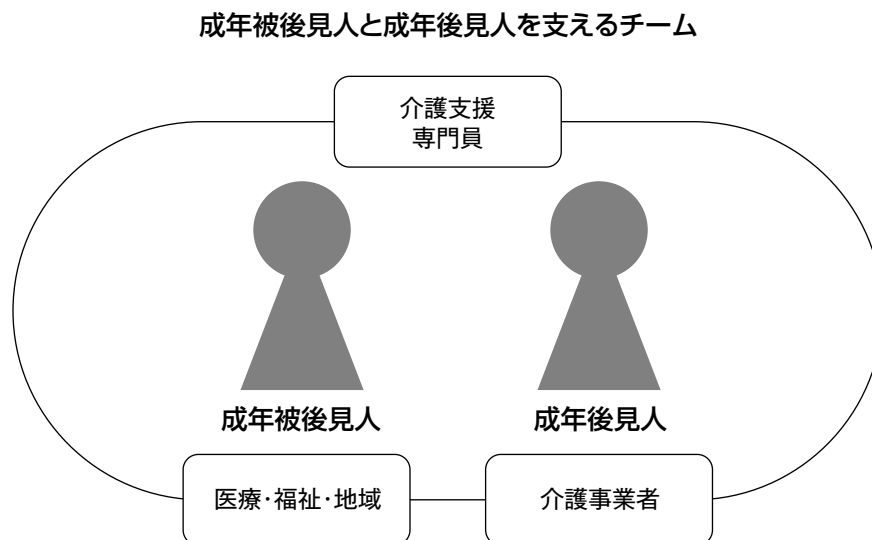
さらに、成年被後見人等の生活を支援する成年後見人等には大きな責任があるため、精神的なストレスも大きいものがあります。

そこで、成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減に取り組みます。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっても、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。

(1) チームによる支援とチームの支援

成年被後見人等の身近な親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等が「チーム」となり、日常的な関わりを通して成年被後見人等の意思を汲み、意思を尊重した心身・財産の保護ができるようチームの効果的な連携構築を支援します。



(2) 専門家を加えた協議会の開催

成年被後見人等に関わる困難な問題や身体・財産に重大な影響を及ぼす事案などチームだけでは対応が困難な問題については、チームからの支援要請を踏まえながら介護保険制度に基づく地域ケア会議を開催し、問題の解決を図るものとします。

地域ケア会議においては、必要に応じ、家庭裁判所、各専門職団体、医療関係者、地域の見守りボランティアなどの参加を得て、専門的見地はもとより、成年被後見人等の意思を反映した問題の解決を目指していきます。

(3) 意思決定の支援の普及・啓発

意思決定支援の普及・啓発を図り、成年後見人等が成年被後見人等の意思を尊重した身上保護、財産管理を実現するよう、取り組みます。

また、意思決定支援の普及により、成年被後見人等に限らず十分な意思決定をすることや意思を表すことが困難な人の尊厳が守られる社会の実現を推進します。

(4) 集いの機会によるストレスケアと地域のサポート

親族後見人が、お互いの介護体験や悩みを打ち明けあい、励ましあう集いの機会を設け、ストレスのケアや孤立の予防を図ります。

また、地域の自主的な集いにおいても成年後見制度や認知症等に関する知識と理解を深めていただき、認知症高齢者等の見守りや後見活動への参加者の増加を目指すとともに、ノーマライゼーションの進展を図ります。

<施策1-2 成年後見制度の利用環境の整備>

成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉等の福祉サービス関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。

また、この地域の連携(以下、「地域連携ネットワーク」という。)の効果的な運用を図るとともに、令和元(2019)年10月に開設した、広報、相談等の機能を担う「北九州市成年後見支援センター」(以下、「中核機関」という。)を引き続き運営し、段階的な機能の充実を図ります。

(1)地域連携ネットワークの三つの役割

地域連携ネットワークにおいては、以下の役割を担うよう、継続的に取り組みます。

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

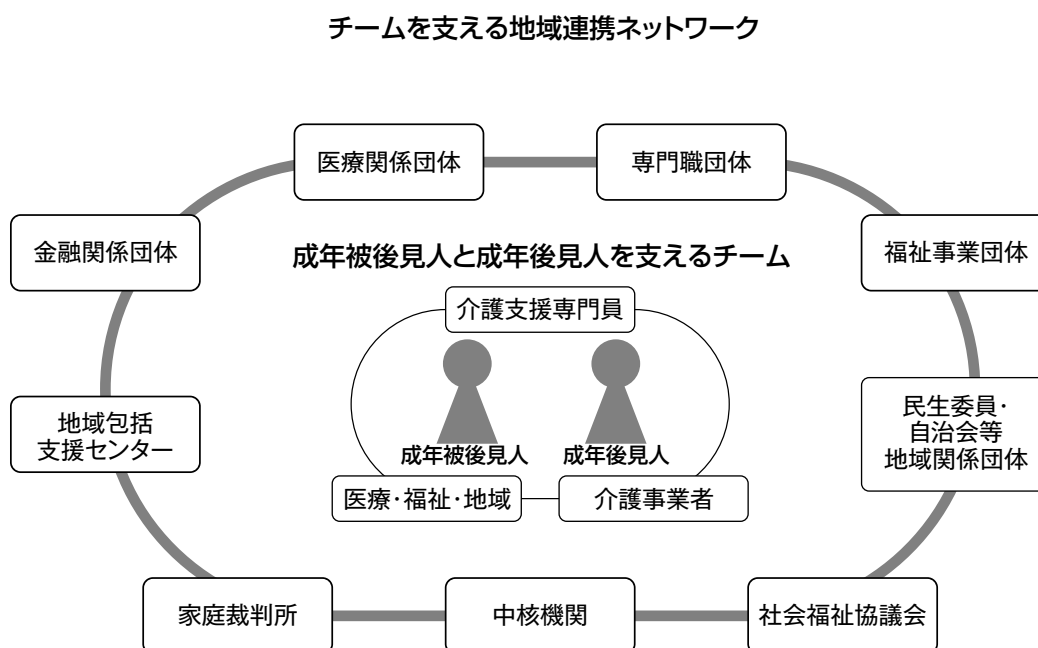
地域の見守りや各団体の活動を通じて、成年後見制度の利用を含めた権利擁護に係る支援が必要な人を速やかに発見し、支援します。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断能力が不十分となる前の段階から、保佐・補助、任意後見等の利用を含めた将来の相談ができる窓口の整備を図ります。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人の意思、心身の状態や生活状況等を踏まえた支援体制の構築を図ります。



(2)中核機関の運営と段階的な機能の充実及び促進

中核機関は、成年後見制度の広報や相談窓口の開設を行うほか、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

なお、中核機関は、地域連携ネットワークの中で司令塔的な機能を担いつつ、下記5つの機能を満たすことを目指しており、段階的な機能の充実及び促進を図ります。

ア 広報機能

成年後見制度を含めた高齢期への備えの広報に幅広く取り組むとともに、成年後見制度に関わる各団体と連携し、成年後見制度が関係する各団体が効果的な広報を活発に行えるよう配慮・助言を行います。

イ 相談機能

心身・財産の保護の必要が生じる前、又は必要となった早期の段階から、成年後見制度の利用について相談できる窓口を設けます。

また、関係団体等の相談窓口の情報の集積を行い、相談者の状態に応じた適切な相談窓口の情報等を提供できる体制を整備します。

ウ 成年後見制度利用促進機能

認知症高齢者等が適切な成年後見人等を得られるよう、ボランティアとして後見業務を行う市民後見人の養成とその名簿を備えると共に、成年後見人等を担う法人の協力を得て法人後見人の名簿を備えるよう努めます。

また、本人にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、適切な成年後見人等の選任や、選任後の本人の状況等に応じ必要な見直し(後見人等の交代など)を行えるよう、受任調整やモニタリングのあり方について、関係機関と協議、検討を進めていきます。

さらに、親族後見人、市民後見人等の専門的知識を持たない成年後見人等を支援するため、親族後見人等に向けた研修を実施するなど、成年後見人等を支援する取組みを実施します。

また、判断能力が十分ではない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスである日常生活自立支援事業の利用者の中で、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、関係機関と協議し、スムーズな移行を推進します。

エ 後見人支援機能

成年後見人や成年被後見人などを支えるチームとなる介護支援専門員、相談支援専門員、介護事業者等と成年後見人等との協議の場を調整するほか、チームでは解決できない問題に関して、地域ケア会議等での検討の依頼、家庭裁判所への情報の提供を行います。

また、専門職後見人からの軽易な相談に対応するとともに、地域連携ネットワークを活用した専門職後見人間の連携の強化を図ります。

オ 不正防止効果

親族後見人等への研修やチームとしての対応により、後見活動の不正の防止を図ります。

(3)関係機関との連携強化等

弁護士、司法書士、北九州市社会福祉協議会(以下、「権利擁護・市民後見センター「らいと」」という。)、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化します。

また、成年後見制度(法定後見)においては、市内に居住し、法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、2親等以内の親族による申立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続きを実施します。

No.	新たな取組み	概要
146	成年後見制度の中核機関の機能拡大による利用促進 (保健福祉局長寿社会対策課)	適切な成年後見人等の選任(受任調整)や後見人等選任後の状況に応じた必要な見直し(モニタリング)など、成年後見制度の利用を必要とする対象者が、より本人にふさわしい形で制度を利用できるよう、関係機関と協議、検討を進めます。



(成年後見中核機関の設置)

No.	継続する取組み	概要
147	成年後見制度の利用相談や啓発の実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	成年後見制度の利用が必要な対象者(認知症高齢者等で判断能力が十分でない人)のより一層の制度利用を促進するため、制度の利用に係る相談や啓発を行います。 【成年後見制度相談件数】 R1年度:461件 → R5年度:480件
148	成年後見制度の申立て費用等の助成 (保健福祉局長寿社会対策課)	成年後見制度の利用が特に必要であると認められ、本人や2親等以内の親族等からの家庭裁判所への成年後見等の申立てが困難な場合に、市長が法定後見の申立てを行うとともに、生活保護受給者などの場合は、その申立て費用や後見人報酬を助成します。

149	成年後見制度利用促進中核機関の運営 <small>(保健福祉局長寿社会対策課)</small>	<p>成年後見制度の利用を促進するため、広報や相談対応を行うとともに、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携（地域連携ネットワーク）の強化を図る、司令塔的な機能を担う成年後見制度利用促進中核機関を運営します。</p> <p>【後見人等支援・相談件数】 R1年度:36件(6か月実績) → R5年度:80件</p>
150	あんしん法律相談の実施 <small>(保健福祉局長寿社会対策課)</small>	<p>高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。</p> <p>【相談件数】 R1年度:119人 → R5年度:135人</p>
151	金銭管理や財産保管サービス等提供の支援 <small>(保健福祉局長寿社会対策課)</small>	<p>判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産保管サービス等を提供する「権利擁護・市民後見センター「らいと」」の事業を支援します。</p>
152	成年後見制度における市民後見人の育成 <small>(保健福祉局長寿社会対策課)</small>	<p>「市民後見人」を育成するとともに、「権利擁護・市民後見センター「らいと」」で法人後見を実施する等により、育成した「市民後見人」に対する活動機会の提供を図ります。また、市民後見人の個人受任による後見活動を支援するための相談・支援体制整備、賠償責任保険の費用負担を行います。</p> <p>【市民後見人養成数(累計)】 R1年度:122人 → R5年度:145人</p>
再	地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護にかかる業務	<p>(再掲No.155)</p>

(基本的な施策2) 高齢者の虐待防止対策の強化

高齢者虐待防止法や相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者や高齢者虐待に対応する職員に対する研修を実施して高齢者虐待対応能力の向上を図ります。

また、介護疲れや認知症に対する理解の不足、近隣との関係など様々な問題が高齢者虐待の背景にあることから、虐待を受けている高齢者及び虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応するとともに、様々な問題が重なって複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを充実します。

No.	継続する取組み	概要
153	高齢者虐待防止に向けた連携の強化 (保健福祉局長寿社会対策課)	地域包括支援センターを中心とした地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムを、弁護士など専門職と連携を図りながら円滑に運用します。また、高齢者虐待防止について市民周知を図ります。
154	高齢者虐待対応職員の質の向上 (保健福祉局長寿社会対策課)	地域包括支援センター職員を中心に、高齢者虐待の対応を行う職員に対し、業務上必要な法的知識や障害分野など高齢者分野以外の虐待対応に必要な知識の習得を図る研修を実施します。
155	地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護にかかる業務 (保健福祉局地域福祉推進課)	高齢者の権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。具体的には高齢者虐待の啓発(早期発見・早期対応のための啓発)、高齢者虐待の予防(認知症の行動・心理症状への適切なケア)、高齢者虐待の対応、成年後見制度の活用について、必要な支援や助言を行います。
再	自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント	(再掲No.112)

【施策の方向性4】 安心して生活できる環境づくり

高齢者が人生の最期まで安心して生活できる環境づくりのため、多様なニーズに沿った住まいの確保、生活環境のバリアフリー化、外出支援・買い物支援の推進、防災・防犯対策など、様々な生活課題の解決に向けた取組みを進めます。

また、高齢者の新たなニーズや潜在需要に対応した新たなサービス産業の振興を支援します。

（基本的な施策1） 高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保

高齢者が安心して暮らし続けるためには、住まいの選択や改修等、ライフスタイルに応じた多様な住まいの普及・確保や円滑に民間賃貸住宅に入居できるように支援する環境づくりが必要です。

そのため、介護が必要な高齢者等が居住する住宅の改修費の助成を行うとともに、バリアフリー改修など、高齢者の身体状況に配慮したすこやか住宅の普及を促進します。

また、高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対する家賃補助やサービス付き高齢者向け住宅の供給促進、市営住宅の高齢者向けの募集枠の確保、整備・改善などに取り組み、高齢者に配慮した住宅の普及・確保を進めます。

さらに、持家処分や高齢者向けの住宅への住み替え等に関する情報提供や相談支援などに取り組みほか、高齢者の多様な住まい方を研究します。

No.	継続する取組み	概要
156	すこやか住宅の改造助成 (保健福祉局長寿社会対策課)	介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様(段差解消など)に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。 【助成金交付件数(高齢者)】 R1年度:115件 → R5年度:126件
157	すこやか住宅の普及啓発 (建築都市局住宅計画課)	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を推進するため、施工業者等向けの研修会や市民向けの情報提供を行います。

158	<p>サービス付き高齢者向け住宅の普及 (建築都市局住宅計画課)</p>	<p>高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。</p> <p>【サービス付き高齢者向け住宅の累計登録戸数】 R1年度:1,455戸 → R5年度:約2,600戸</p>
159	<p>高齢者向け優良賃貸住宅の供給支援 (建築都市局住宅計画課)</p>	<p>バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、民間事業者による供給を支援します。</p> <p>【高齢者向け優良賃貸住宅の入居率】 R1年度:88% → R5年度:現状維持</p>
160	<p>高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援 (建築都市局住宅計画課) (保健福祉局総務課)</p>	<p>市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害のある人等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、「高齢者・障害者住まい探しの協力店制度」の紹介や、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度」等の情報提供を行います。</p> <p>【協議会と幹事会の開催回数】 2回/年</p>
161	<p>空き家における高齢化対応に資する住宅改修の費用補助 (建築都市局空き家活用推進室)</p>	<p>良質な住宅ストックの形成と活用を促進し、空き家の増加を抑制するため、耐震性能を有する(又は耐震改修工事を行う)既存住宅(改修済物件含む)を購入・賃借又は相続(生前贈与含む)した方を対象に、自ら居住するためのエコや子育て・高齢化対応に資する改修工事に対して、その費用の一部を補助します。</p> <p>【補助金交付申請件数】 R1年度:32件 → R5年度:100件</p>
162	<p>市営住宅におけるバリアフリー化の推進 (建築都市局住宅管理課) (建築都市局住宅整備課)</p>	<p>市営住宅の建替等においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』(バリアフリー化)の住宅を供給します。</p> <p>また、既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、浅型の浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。</p> <p>【総管理戸数に占めるバリアフリー住戸の割合】 R1年度:36% → R5年度:40%</p>

163	市営住宅における住宅困窮者募集 (高齢者枠)の実施 (建築都市局住宅管理課)	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、点数選考による高齢者の優先入居を実施します。(なお、住宅困窮者募集には、障害のある人、母子・父子、多子世帯を対象にした募集枠も設けます。)
再	生活援助員の派遣	(再掲No.60)
再	市営住宅のふれあい巡回員の配置	(再掲No.65)
再	高齢者の住宅相談の実施	(再掲No.97)



(市営住宅におけるバリアフリー化の推進(手すり設置等))

(基本的な施策2) 安心して外出できる環境づくり

高齢者の外出は、コミュニケーション機会の増加につながり、個人にとっても、社会にとっても重要です。高齢者が安心して外出できるよう、公共交通や交通事業者を補完するNPO・ボランティア団体の活動、地域の支え合いといった様々な主体の連携による高齢者の移動手段の確保に向けての取組みを支援します。

また、定期的な関係団体との意見交換や公共施設周辺の現地点検を実施し、歩行者が安心して歩行できるように歩道等の整備に努めるなど、バリアフリー化の推進に取り組みます。

さらに、身近なところに商店がなく、日々の買い物に不安を抱えた高齢者等の買い物支援を推進します。

No.	新たな取組み	概要
164	小型車両を活用した お買い物バスの運行 (交通局総務経営課)	大型バスが運行できない高台地区等に住む高齢者等の買い物や病院に行くための「生活の足」の確保を目的に、乗車定員10人以下の小型車両を活用して、「お買い物バス」を運行します。



No.	継続する取組み	概要
165	心のバリアフリーへの理解促進 (保健福祉局総務課)	高齢者を含めた誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重しあう「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。
166	シルバーひまわりサービスによる 外出支援 (保健福祉局地域福祉推進課)	外出することが困難な高齢者の日常的な外出を支援するとともに、市民参加によるボランティア活動を推進するため、北九州市社会福祉協議会と労働団体、行政が連携してボランティアによる送迎サービスに取り組みます。



(わいわい市場 葛原)



(買い物支援バス)

167	<p>買い物応援ネットワークの推進 (保健福祉局地域福祉推進課)</p>	<p>地域住民が主体となった送迎や朝市、移動販売など買い物支援の取組みを通じて、地域住民と事業者や支援者をつなぐネットワークの強化を図り、安心して買い物ができる地域づくりを進めます。</p>
168	<p>スポーツ施設のユニバーサルデザイン化 (市民文化スポーツ局スポーツ振興課)</p>	<p>子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが気軽に、安全・安心にスポーツ施設を利用できるよう、計画的なユニバーサルデザイン化に取り組みます。 【改修を行う施設数】 1施設/年</p>
169	<p>歩行空間のバリアフリー化 (建設局道路計画課)</p>	<p>高齢者や障害のある人など、あらゆる人が安全に快適に活動できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、さらには視覚障害者誘導用ブロックの設置など、歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。 【特定道路のバリアフリー整備延長】 R1年度:93% → R5年度:99%</p>
170	<p>地域に役立つ公園づくり (建設局みどり・公園整備課)</p>	<p>身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで計画段階から地域住民の意見を聴き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。</p>
171	<p>JR既存駅のバリアフリー化 (建築都市局都市交通政策課)</p>	<p>高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存駅舎内のエレベーターの設置を支援するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。</p>
172	<p>超低床式乗合バスの導入 (建築都市局都市交通政策課) (交通局営業推進課)</p>	<p>高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の低床式バスの導入を促進します。</p>

173	高齢者モビリティ・マネジメント (建築都市局都市交通政策課)	モビリティマネジメントは、公共交通利用のメリット、地球温暖化問題に関する「動機付け資料」等を用いて、一人一人の移動が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策であり、地球環境に優しい交通行動への意識改革を図る取組みです。高齢者を対象にモビリティマネジメントを行うことで、公共交通への利用転換を図ると共に、外出の機会や、コミュニケーションの機会の増加を図ります。
174	おでかけ交通の運行の支援 (建築都市局都市交通政策課)	一定の人口が集積する公共交通空白地域において、地域住民の日常生活や外出を支援する生活交通の確保を目的として、地域・交通事業者・市の連携により、一定の採算性の確保を前提にタクシー事業者がジャンボタクシー等を運行します。
175	バス事業者の車両小型化による路線維持支援 (建築都市局都市交通政策課)	バス路線の廃止予防のため、バス事業者の車両小型化による路線の維持に対し、支援します。
176	バリアフリー法等に基づく建築物の審査・検査の実施 (建築都市局建築指導課)	高齢者、障害のある人をはじめすべての人が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成するため、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づく特別特定建築物等に係る審査、検査を実施します。
177	市営バスのふれあい定期の発行 (交通局総務経営課)	高齢者の外出支援を図るため、年齢が75歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売します。また、運転免許証を自主返納し、且つ運転経歴証明書の交付を受けてから1年以内の75歳以上の人を対象に「ふれあい定期」料金を割引きます。
再	北九州市地域福祉振興協会等への補助を通じた地域福祉活動の推進	(再掲No.34)

(基本的な施策3) 安全・安心な環境づくり

高齢者が地域で安全・安心に日常生活を送れるよう、地域における防災対策や高齢者向けの防犯対策、高齢運転者に対する事業等を実施します。

本市では、医療機関をはじめ関係機関の協力により、119番通報から救急車が傷病者を病院に搬送するまでにかかる時間が短く、平成29(2017)年以来、政令市で3年連続1位という実績があり、万が一の際にも安心できる体制を確立しています。

災害時の避難行動要支援者に係る避難支援については、より実効性のある「自助・互助」を基本とする地域住民が主体となった支援づくりを目指し、地域の見守り活動を活用した事業実施のために、関係団体との連携強化を図っていきます。また、災害時に適切な避難行動をとるためには、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要です。

また、詐欺などの消費者被害対策、事故の未然防止対策など、高齢者本人や周囲への啓発を行い、地域住民が主体となった見守り活動などをより実効性のあるものとなるよう取り組みます。

さらに、昨今、生前に財産管理や葬儀などをどうするか整理しておく「終活」に関心が高まっているため、相談を受け付ける体制を整え、終活の重要性について周知、啓発に努めます。

No.	新たな取り組み	概要
178	福祉避難所の早期開設等の検討や費用負担水準の見直し (保健福祉局地域福祉推進課)	令和2年の台風10号の経験を踏まえ、これまで取り組んできた福祉避難所協定施設の増加に加え、予定避難所からの二次避難を要しない福祉避難所の開設・受け入れ方法や、協定施設に対する適正な費用負担水準について検討します。
179	「終活」に関する相談と支援 (保健福祉局長寿社会対策課)	北九州市社会福祉協議会が取り組む「終活」の相談を通して、ニーズの把握に努め、支援策の具体化を目指します。



(終活相談)

No.	継続する取り組み	概要
180	あんしん情報セットの普及 (保健福祉局地域福祉推進課)	万一の緊急時に備え、一人暮らしの高齢者等が、あらかじめ緊急時に必要な情報(緊急連絡先、かかりつけ医等の医療情報)を集約保管しておく「あんしん情報セット」の普及を図ります。

181	福祉避難所の設置 (保健福祉局地域福祉推進課)	災害時の避難に際して、高齢者や障害のある人等が良好な生活環境を確保できるよう、老人福祉施設等を有する社会福祉法人等と協力協定を締結し、福祉避難所を設置します。
182	避難行動要支援者避難支援のための仕組みづくり (危機管理室危機管理課)	土砂災害や河川氾濫などの災害が発生したときに自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方(避難行動要支援者)を名簿に登録・作成し、平常時から自治会(市民防災会)などに名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進します。 【避難支援個別計画の作成割合】 R1年(1月末時点):30.7% → R5年度:70%
183	地区防災計画の策定の推進 (危機管理室危機管理課)	地域の防災ネットワーク構築に向け、自治会、民生委員、PTA、外国人、障害のある人、大学生、企業、NPO、子育て世帯など、地域の多種多様な住民が参加する住民主体の地区Bousai会議を設置し、当該地区における地区防災計画の策定を目指します。また、地域防災力をより高めるため、校区単位だけではなく、その他の単位(マンション、町内会等)での地区防災計画の策定を推進していきます。 【地区防災計画策定数】 R1年度:29地域 → R5年度:74地域
184	高齢者向け交通安全の推進 (市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課)	高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動や、運転免許証自主返納支援事業の実施、また、高齢者運転シミュレーターや歩行シミュレーター等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進することにより、高齢者の交通安全意識の高揚、浸透を図ります。 【高齢者交通事故発生件数】 R1年:1,854件 → R5年:1,480件
185	高齢者の犯罪被害防止に向けた出前講演の実施 (市民文化スポーツ局安全・安心推進課)	高齢者の犯罪被害防止を目的とした出前講演等を行い、高齢者の被害未然防止につなげます。 【高齢者の犯罪被害防止を推進するための出前講演数】 R1年:1,854回 → R5年:1,480回
186	高齢者に対する消費者被害防止の啓発 (市民文化スポーツ局消費生活センター)	高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。 【啓発講座(高齢者対象)の受講者数】 R1年度:988人 → R5年度:3,000人

187	<p>高齢者の住宅防火対策の推進 (消防局予防課)</p>	<p>住宅火災による高齢者の焼死事故を防ぐため、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行います。また、高齢者宅の訪問活動を行い、設置義務化から10年以上が経過した住宅用火災警報器の交換と定期的な点検・清掃について啓発を強化していくなど、高齢者世帯等を中心とした住宅防火対策を積極的に推進します。</p> <p>【住宅用火災警報器の設置率】 R1年度:85%(全国平均82.6%) → R5年度:全国平均の設置率以上</p>
188	<p>福祉施設等の防火安全対策の推進 (消防局指導課)</p>	<p>高齢者等の自力避難困難者が入所する社会福祉施設の消防用設備等の設置や維持管理状況等の不備事項を査察で把握し、是正指導を行います。また、施設関係者に消防関係法令を遵守させ、防火安全対策を徹底し、安全で安心した住みよい環境づくりを推進します。</p>
189	<p>福祉・医療関係者向け高齢者の応急手当講習の実施 (消防局救急課)</p>	<p>突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施します。</p> <p>【福祉関係者及び病院関係者(非医療従事者)の受講者数】 R1年度:1,618人 → R5年度:現状維持</p>
190	<p>高齢者に対する予防救急の普及啓発 (消防局救急課)</p>	<p>救急隊が出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で高齢者が負傷した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「転ばぬ先の知恵～家庭内における高齢者の事故防止対策～」を作成します。各種講習の資料として使用するほか、ホームページで情報提供を行うなど、高齢者が家庭内などで負傷する事故の未然防止を推進します。</p>
再	<p>あんしん通報システムの設置</p>	<p>(再掲No.61)</p>



(高齢運転者シュミレータ体験教室)

(基本的な施策4) 高齢者向けサービス産業の支援

地域の企業、大学、医療・福祉機関、行政等の連携により、福祉関連分野での課題・ニーズの共有を図るとともに、ロボット技術やICTも活用しながら、高齢者の暮らしを支援するサービスの提供や製品の開発・普及に取り組みます。特に、本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、より質の高い介護サービスの提供等に資する新たな先進的介護の取組みや、介護現場のニーズに沿ったロボット技術等の開発・改良を総合的に実施します。

さらに、高齢者をはじめとする全ての市民が質の高い生活を送ることができるよう、高齢者ニーズに対応した汎用性の高いビジネスモデルの構築や健康・教育など、市民生活の質の向上に貢献するビジネスの創出を支援します。

No.	新たな取組み	概要
191	介護分野における ロボット技術等の開発・改良 (保健福祉局先進的介護システム推進室)	介護の「遠隔・非接触」及び「自動化」を推進することで感染症予防に資する介護の実現に取り組むとともに、介護現場のニーズに沿ったロボット技術等の開発・改良を総合的に実施します。
192	健康・生活産業の創出支援 (産業経済局商業・サービス産業政策課)	健康・女性・若者・子育て・教育など、市民の健康で快適な生活につながる新しいサービス(健康・生活支援サービス)の創出を支援し、健康に関するイベントを開催します。 【健康・生活支援分野における新サービスの創出数】 R3年度～R5年度の期間で累計9件

◇成果指標

本計画に基づく取組みの成果について検証するため、高齢者等実態調査の結果をもとに、以下の指標を参考とします。

それぞれの個別事業の指標については、数値による明示が難しい場合を除き、事業概要に記載しています。

目標	施策の方向性	主な指標	25年度	28年度	令和元年度 (現状)	令和5年度 (目標)
いきいきと健康で、 生涯活躍で活躍できるまち	1 生きがい・社会参加・ 地域貢献の推進	就労している高齢者の割合 (一般高齢者)	—	24.7%	29.8%	増加
		過去1年間に地域活動等に「参加 したことがある」と答えた高齢者 の割合(一般高齢者)	36.4%	31.8%	30.4%	増加
	2 主体的な健康づくり・ 介護予防の推進	前期高齢者(65~74歳)の要介護 認定率	—	5.7%	5.6%	減少
		健康づくりや介護予防のために 取り組んでいることが「ある」と 答えた高齢者の割合 (一般高齢者)	75.7%	68.3%	62.6%	増加
高齢者と家族、 地域がつながり、 支え合つまち	1 見守り合い・支え合いの 地域づくり	「何か困ったときに助け合える 人」が近所にいる人の割合 (一般高齢者)	34.0%	30.1%	30.3%	増加
	2 総合的な認知症対策の 推進	認知症になっても、自宅で生活を 続けられるか不安と考える高齢 者の割合 (一般高齢者)	33.0%	35.0%	43.2%	減少
	3 家族介護者への支援	家族の介護について「負担であ る」と考える人の割合 (在宅高齢者の介護者)	48.5%	38.1%	40.5%	減少
住みたい場所 で 安心して暮らせるまち	1 地域支援体制(医療・介 護の連携等)の強化	地域包括支援センターを知って いる高齢者の割合 (一般高齢者)	36.1%	39.0%	41.8%	増加
	2 介護サービス等の充実	介護保険制度について、「よい」 「どちらかといえばよい」と評価 している高齢者の割合 (在宅高齢者)	82.7%	82.0%	90.2%	増加
	3 権利擁護・虐待防止の 充実・強化	虐待や財産をねらった詐欺など 高齢者の権利を侵害するものに 対する不安が「ない」とする高齢 者の割合 (一般高齢者)	55.7%	54.2%	45.5%	増加
	4 安心して生活できる 環境づくり	移動に関して、「特に困っている ことはない」とする高齢者の割合 (一般高齢者)	63.3%	63.3%	57.2%	増加